

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程</p> <p>平成16年4月1日 16 教規程第69号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この規程において部局等とは、<u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究部、教育部及び研究科並びに第5条に規定する学部、第9条に規定する保健管理センター、第10条に規定する学内共同教育研究施設、第11条に規定する附属施設をいう。</u></p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 この規定において部局等とは、<u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、同条第3項に規定する環境管理施設、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</u></p> <p>第3条～第11条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第45号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。